

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前（令和4年4月1日時点）
第4章 保税地域	第4章 保税地域
第2節 指定保税地域	第2節 指定保税地域
(指定保税地域における貨物の取扱いの範囲)	(指定保税地域における貨物の取扱いの範囲)
40-1 法第40条の規定により指定保税地域において行うことができる行為の範囲については、次によるものとする。 (1)～(3) (省略)	40-1 法第40条の規定により指定保税地域において行うことができる行為の範囲については、次によるものとする。 (1)～(3) (同左)
(4) 同条第1項にいう「その他の手入れ」とは、貨物の記号、番号の刷換えその他貨物の現状を維持するために行うさびみがき、油さし、虫ぼし、風入れ、洗浄及びワックスかけ等をいう。なお、法第71条第1項に該当する原産地を偽った表示又は誤認させる表示がされている貨物について、その表示を <u>抹消</u> し、取りはずし又は訂正するための行為及び法第69条の11第1項第9号又は第9号の2に該当する物品について、商標を <u>抹消</u> するための行為を含む。	(4) 同条第1項にいう「その他の手入れ」とは、貨物の記号、番号の刷換えその他貨物の現状を維持するために行うさびみがき、油さし、虫ぼし、風入れ、洗浄及びワックスかけ等をいう。なお、法第71条第1項《原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入》に該当する原産地を偽った表示又は誤認させる表示がされている貨物について、その表示を <u>まつ消</u> し、取りはずし又は訂正するための行為及び法第69条の11第1項第9号《輸入してはならない貨物》に該当する物品について、商標を <u>まつ消</u> するための行為を含む。
(5)～(7) (省略)	(5)～(7) (同左)
第6章 通關	第6章 通關
第4節 特殊輸入通關	第4節 特殊輸入通關
(輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い)	(輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い)
76-4-7 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。 (1) (省略) (2) 輸入郵便物が法第69条の11第1項第7号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品、同項第8号に規定する児童ポルノ、同項第9号に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品、同項第9号の2に規定する意匠権若しくは商標権を侵害する物品又は同項第10号に規定する不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号から第3号	76-4-7 輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。 (1) (同左) (2) 輸入郵便物が法第69条の11第1項第7号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品、同項第8号に規定する児童ポルノ、同項第9号に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品又は同項第10号に規定する不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号から第3号

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前（令和4年4月1日時点）
<p>競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号から第3号まで、第10号、第17号若しくは第18号に掲げる行為を組成する物品（以下この項において「該当物品等」という。）に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において名宛人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄、不服申立て又は行政処分取消訴訟を行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通関を認める。</p>	<p>まで、第10号、第17号若しくは第18号に掲げる行為を組成する物品（以下この項において「該当物品等」という。）に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において名宛人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄、不服申立て又は行政処分取消訴訟を行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通関を認める。</p>
<p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p>	<p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p>
<p>（用語の定義）</p>	<p>（用語の定義）</p>
<p>69の11～69の21－1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p>	<p>69の11～69の21－1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p>
<p>(1) 「知的財産権」 法第69条の11第1項第9号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。）、著作権（著作権についての無名又は変名の著作物の発行者が行い得る差止請求権を含む。以下同じ。）、著作隣接権、回路配置利用権（回路配置利用権についての専用利用権を含む。以下同じ。）<u>若しくは育成者権</u>（育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ。）<u>又は同項第9号の2に掲げる意匠権若しくは商標権をいう。</u></p>	<p>(1) 「知的財産権」 法第69条の11第1項第9号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。）、著作権（著作権についての無名又は変名の著作物の発行者が行い得る差止請求権を含む。以下同じ。）、著作隣接権、回路配置利用権（回路配置利用権についての専用利用権を含む。以下同じ。）<u>又は育成者権</u>（育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ。）をいう。</p>
<p>(2) 「知的財産」 知的財産権並びに不正競争防止法第2条第1項第1号若しくは第2号に規定する商品等表示、同項第3号に規定する商品の形態又は同項第17号若しくは第18号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第69条の12に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）及び同項第10号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。</p>	<p>(2) 「知的財産」 知的財産権並びに不正競争防止法第2条第1項第1号若しくは第2号<u>((定義))</u>に規定する商品等表示、同項第3号に規定する商品の形態又は同項第17号若しくは第18号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第69条の12に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）及び同項第10号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。</p>
<p>(3) 「侵害物品」 法第69条の11第1項第9号から第10号までに掲げる物</p>	<p>(3) 「侵害物品」 法第69条の11第1項第9号及び第10号に掲げる物品を</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前（令和4年4月1日時点）
品をいう。 (4)～(8) (省略) <u>(9) 「仕出入」 法第69条の11第1項第9号の2に規定する持込み行為をする者をいう。</u> <u>(10) 「輸入差止申立て」 法第69条の13第1項の規定による申立てをいう。</u> <u>(11) 「申立人」 輸入差止申立てをした者をいう。</u> <u>(12) 「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」 法第69条の14の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めるることをいう。</u> <u>(13) 「輸入差止情報提供」 回路配置利用権を有する者が、後記69の13－12により、自己の権利を侵害すると認める貨物に関する資料を提出することをいう。</u> <u>(14) 「情報提供者」 輸入差止情報提供をした者をいう。</u> <u>(15) 「自発的処理」 後記69の12－2(1)に規定する廃棄、減却、積戻し、輸入同意書の提出、切除等の修正及び任意放棄をいう。</u> <u>(16) 「見本検査承認申請」 法第69条の16第1項の規定による申請をいう。</u> <u>(17) 「経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）」 法第69条の17第2項又は第9項の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求ることをいう。</u> <u>(18) 「特許庁長官意見照会」 法第69条の17第2項又は第9項の規定により、税関長が特許庁長官に対し意見を求ることをいう。</u> <u>(19) 「農林水産大臣意見照会」 法第69条の18第1項の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求ることをいう。</u> <u>(20) 「経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）」 法第69条の18第1項の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求ることをいう。</u> <u>(21) 「認定手続における専門委員意見照会」 法第69条の19の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求ることをいう。</u> <u>(22) 「通関解放金」 法第69条の20第3項の規定により、認定手続の取りやめを求めた輸入者等に対し供託を命じる金銭（同条第4項に規定する</u>	いう。 (4)～(8) (同左) <u>(新規)</u> <u>(9) 「輸入差止申立て」 法第69条の13第1項の規定による申立てをいう。</u> <u>(10) 「申立人」 輸入差止申立てをした者をいう。</u> <u>(11) 「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」 法第69条の14の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めるることをいう。</u> <u>(12) 「輸入差止情報提供」 回路配置利用権を有する者が、後記69の13－12<u>（輸入差止情報提供の取扱い）</u>により、自己の権利を侵害すると認める貨物に関する資料を提出することをいう。</u> <u>(13) 「情報提供者」 輸入差止情報提供をした者をいう。</u> <u>(14) 「自発的処理」 後記69の12－2 <u>（輸入者等による自発的処理の取扱い）</u> (1)に規定する廃棄、減却、積戻し、輸入同意書の提出、切除等の修正及び任意放棄をいう。</u> <u>(15) 「見本検査承認申請」 法第69条の16第1項の規定による申請をいう。</u> <u>(16) 「経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）」 法第69条の17第2項又は第9項の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求ることをいう。</u> <u>(17) 「特許庁長官意見照会」 法第69条の17第2項又は第9項の規定により、税関長が特許庁長官に対し意見を求ることをいう。</u> <u>(18) 「農林水産大臣意見照会」 法第69条の18第1項の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求ることをいう。</u> <u>(19) 「経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）」 法第69条の18第1項の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求ることをいう。</u> <u>(20) 「認定手続における専門委員意見照会」 法第69条の19の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求ることをいう。</u> <u>(21) 「通関解放金」 法第69条の20第3項の規定により、認定手続の取りやめを求めた輸入者等に対し供託を命じる金銭（同条第4項に規定する</u>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前（令和4年4月1日時点）
<p>有価証券を含む。)をいう。</p> <p>(22) 「通関解放」 法第69条の20第11項の規定により、認定手続を取りやめることをいう。</p>	<p>有価証券を含む。)をいう。</p> <p>(22) 「通關解放」 法第69条の20第11項の規定により、認定手続を取りやめることをいう。</p>
<p>(知的財産の侵害とはならない物品)</p>	<p>(知的財産の侵害とはならない物品)</p>
<p>69の11-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1) 特許権、実用新案権、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないもの</p>	<p>69の11-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。</p> <p>(1) 特許権、実用新案権、<u>意匠権、商標権</u>（商標法第37条第8号に該当する場合に限る。）、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないもの</p>
<p>(2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、<u>外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの</u></p>	<p>(2) 商標権（商標法第25条及び第37条第1号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸入するものでないもの</p>
<p>(3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの</p>	<p>(3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの</p>
<p>(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、<u>輸入者等及び仕出人の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等</u>の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸入者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。</p>	<p>(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、<u>輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等</u>の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、<u>これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。</u>ただし、認定手続を執る前に輸入者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。</p>
<p>(4)～(8) (省略)</p>	<p>(4)～(8) (同左)</p>
<p>(認定手続開始通知)</p>	<p>(認定手続開始通知)</p>
<p>69の12-1-2 法第69条の12第1項及び第2項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並</p>	<p>69の12-1-2 法第69条の12第1項及び第2項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前（令和4年4月1日時点）
<p>びに同条第3項の規定に基づく当該認定手続に係る疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 通常の認定手続</p> <p>イ 輸入者等への認定手続開始通知</p> <p>輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（輸入者用）」（C-5810）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定手続開始通知書（輸入者用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5810-1）、国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（名宛人用）」（C-5812）、保護対象営業秘密に係る国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（名宛人用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5812-1）。以下この節において「認定手続開始通知書（輸入者等用）等」という。）を交付することにより行う。</p> <p>その際、法第69条の12第4項の規定に基づき、疑義貨物について侵害物品に該当しない旨の主張をしようとする輸入者等に対し、令第62条の16第2項各号に規定する書類のうち、当該主張の根拠となるものの提出を求めるものとする。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて求めるものとする。</p> <p>ロ （省略）</p> <p>(2)及び(3) （省略）</p> <p>（証拠・意見の提出期限）</p> <p>69の12-1-3 前記69の12-1-2の規定による認定手続開始通知を受け取った輸入者等又は権利者が法第69条の12第1項に規定する証拠（法第69条の12第4項に規定する書類を含む。以下この節において同じ。）の提出又は意見の陳述を行う場合の期限等は、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 争う旨の申出があった場合の期限等の通知</p> <p>前記69の12-1-2の(2)により認定手続開始通知を行った場合であって、輸入者等から令第62条の16第5項第5号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）があった場合は、申立人及び輸入者等に対し、以下により証拠の提出又は意見の陳述</p>	<p>びに同条第3項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 通常の認定手続</p> <p>イ 輸入者等への認定手続開始通知</p> <p>輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（輸入者用）」（C-5810）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定手続開始通知書（輸入者用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5810-1）、国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（名宛人用）」（C-5812）、保護対象営業秘密に係る国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（名宛人用）（保護対象営業秘密関係）」（C-5812-1）。以下この節において「認定手続開始通知書（輸入者等用）等」という。）を交付することにより行う。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>(2)及び(3) （同左）</p> <p>（証拠・意見の提出期限）</p> <p>69の12-1-3 前記69の12-1-2の規定により認定手続開始通知を受け取った輸入者等又は権利者が法第69条の12第1項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の期限等は、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 争う旨の申出があった場合の期限等の通知</p> <p>前記69の12-1-2の(2)により認定手続開始通知を行った場合であって、輸入者等から令第62条の16第4項第5号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）があった場合は、申立人及び輸入者等に対し、以下により証拠の提出又は意見の陳述</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前（令和4年4月1日時点）
<p>の期限を通知するとともに、法第69条の12第4項の規定に基づき、当該輸入者等で疑義貨物について侵害物品に該当しない旨の主張をしようとする者に対し、令第62条の16第2項各号に規定する書類のうち、当該主張の根拠となるものの提出を求めるものとする。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて求めるものとする。</p>	<p>の期限を通知するものとする。</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官は、申立人に対し輸入者等から争う旨の申出があった旨並びに申立人及び輸入者等に対し証拠を提出し、意見を述べることができる期限を速やかに通知する（申立人には「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」（C-5819）、輸入者等には「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」（C-5820）を交付するものとする。）。この場合における上記(1)の適用に当たっては、申立人及び輸入者等が証拠を提出し、意見を述べることができる期限の起算日は、「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」又は「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」の日付の日の翌日とする。</p>
<p>知的財産調査官又は知的財産担当官は、申立人に対し輸入者等から争う旨の申出があった旨並びに申立人及び輸入者等に対し証拠を提出し、意見を述べることができる期限を速やかに通知する（申立人には「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」（C-5819）、輸入者等には「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」（C-5820）を交付するものとする。）。この場合における上記(1)の適用に当たっては、申立人及び輸入者等が証拠を提出し、意見を述べることができる期限の起算日は、「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」又は「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」の日付の日の翌日とする。</p>	
<p>(3) (省略)</p>	<p>(3) (同左)</p>
<p>（疑義貨物に対する調査等）</p>	<p>（疑義貨物に対する調査等）</p>
<p>69の12-1-4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。</p>	<p>69の12-1-4 認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。</p>
<p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>(1)～(3) (同左)</p>
<p>(4) 輸入差止申立書に基づく調査</p>	<p>(4) 輸入差止申立書に基づく調査</p>
<p>前記69の12-1-2の(2)により認定手続開始通知を行った場合において、令第62条の16第5項第5号に規定する期限までに輸入者等から争う旨の申出がないときは、認定手続中に輸入者等が自発的処理を行った場合を除き、「輸入差止申立書」及びその添付資料等により調査する。</p>	<p>前記69の12-1-2の(2)により認定手続を開始する旨を通知した場合において、令第62条の16第4項第5号に規定する期限までに輸入者等から争う旨の申出がないときは、認定手続中に輸入者等が自発的処理を行った場合を除き、「輸入差止申立書」及びその添付資料等により、侵害物品に該当するか否かを認定する。</p>
<p>(5)及び(6) (省略)</p>	<p>(5)及び(6) (同左)</p>
<p>（輸入者等に提出を求めることができる書類）</p>	<p>（新規）</p>
<p>69の12-1-4の2 法第69条の12第4項において輸入者等に提出を求めることができる書類として令第62条の16第2項各号に規定する書類は、例え</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前（令和4年4月1日時点）
<p>ば以下のものとする。なお、いずれも写しの提出で差し支えない。</p> <p>(1) 輸入者が疑義貨物を購入し、又は譲り受けようとしたこと、仕出人が当該疑義貨物を発送したことその他の輸入者が当該疑義貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類（令第62条の16第2項第1号）</p> <p>イ 輸入者等が疑義貨物の仕出人との間で、当該疑義貨物についてやり取りした電子メール、手紙等</p> <p>ロ 輸入者等が疑義貨物を入手したインターネットサイトにおける注文確定に係る電子メール等</p> <p>(2) 輸入者及び疑義貨物の仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類（令第62条の16第2項第2号）</p> <p>輸入者等及び仕出人の身分証明書（運転免許証、社員証等）、登記事項証明書等</p> <p>(3) 疑義貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類（令第62条の16第2項第3号）</p> <p>疑義貨物に係る商品説明書、設計図面等</p> <p>(4) 輸入者が疑義貨物を輸入することについて当該疑義貨物に係る特許権者等から許諾を得ているか否かについて記載した書類（令第62条の16第2項第4号）</p> <p>輸入者等が疑義貨物を輸入することについて当該疑義貨物に係る権利者から許諾を得ていることについて記載した書類</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、疑義貨物が法第69条の11第1項第9号から第10号までに掲げる貨物に該当しない旨を証する書類その他当該疑義貨物が同項第9号から第10号までに掲げる貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類（令第62条の16第2項第5号）</p> <p>イ 輸入者等が疑義貨物を輸入した後に、当該疑義貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書（運転免許証、社員証等）、登記事項証明書等</p> <p>ロ 仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等</p> <p>ハ 上記(1)から(4)までに示す書類を提出できないやむを得ない理由があ</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前（令和4年4月1日時点）
<p>る場合は、その理由を記載した書類</p> <p><u>(侵害物品に該当するか否かの認定)</u></p> <p>69の12－1－7の2 侵害物品に該当するか否かの認定は、次により行う。</p> <p>(1) 輸入者等からの争う旨の申出の有無、法第69条の12第4項の規定に基づく輸入者等からの書類の提出又は不提出の事実、当該書類の内容、権利者から提出された証拠又は意見、及び税關の調査により把握した事実（輸入の目的、輸入者等及び仕出入の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等）等の諸事情を総合的に勘案して、侵害物品に該当するか否かを認定する。</p> <p>(2) 以下の場合については、侵害物品に該当するか否かを認定するに当たり、当該輸入者等が疑義貨物について侵害物品に該当しない旨を主張しないものとして、その事実を勘案する。これらの場合においては、貨物の状況等を確認することにより明らかに侵害物品に該当しないものと認められる理由がある場合を除き、侵害物品に該当する旨の認定を行うものとする。</p> <p>イ 輸入者等に対し、前記69の12－1－2の(2)により認定手続開始通知を行った場合において、令第62条の16第5項第5号に規定する期限までに当該輸入者等から争う旨の申出がない場合</p> <p>ロ 権利者から証拠の提出又は意見の陳述があった場合であって、輸入者等に対し、法第69条の12第4項の規定により書類の提出を求めたにもかかわらず、前記69の12－1－3の(1)の期限（前記69の12－1－3の(3)により期限の延長を認めた場合には、当該延長後の期限）までに当該輸入者等が当該書類を提出しない場合</p> <p><u>(侵害物品の没収又は積戻命令の手続)</u></p> <p>69の12－4 侵害物品について輸入者等が不服申立てができる期間中に不服申立て又は行政処分取消訴訟（以下この節において「行政争訟」という。）を行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第69条の11第2項の規定により、当該物品を没収する。</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(侵害物品の没収又は積戻命令の手続)</u></p> <p>69の12－4 侵害物品について輸入者等が不服申立てができる期間中に不服申立て又は行政処分取消訴訟（以下この節において「行政争訟」という。）を行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第69条の11第2項の規定により、当該物品を没収する。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前（令和4年4月1日時点）
<p>また、国際郵便物にあっては、侵害物品について輸入者等が不服申立てができる期間中に行政争訟を行った場合で、行政争訟の対象となった認定処分を維持することが確定したときは、確定した日に当該物品を没収する。</p> <p>なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するもの（前記69の12-1-8の(2)のロの(イ)に基づき、「認定（没収）通知書」又は「認定（没収）通知書（保護対象営業秘密関係）」を交付している場合を除く。）とし、積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。</p> <p>(1) 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>イ 没収の場合 発見部門の長は、輸入者に対して「<u>知的財産侵害物品没収通知書</u>」(C-5836) を交付する。</p> <p>ロ 積戻命令の場合 発見部門の長は、輸入者に対して「<u>知的財産侵害物品積戻命令書</u>」(C-5838) を交付する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(廃棄の手続) 69の12-5 前記69の12-2の規定に従い任意放棄された物品（以下この節において「任意放棄物品」という。）及び前記69の12-4の規定に従い没収された物品（以下この節において「没収物品」という。）の処理は次による。</p> <p>(1) 会計課長への引継ぎ 発見部門の長（支署、出張所又は監視署においては、支署長、出張所長又は監視署長）は、任意放棄物品又は没収物品について、「<u>知的財産侵害物品引継書</u>」(C-5839) に「任意放棄書」の原本若しくは写し、「認定（没収）通知書」、「認定（没収）通知書（保護対象営業秘密関係）」若しくは「<u>知的財産侵害物品没収通知書</u>」の写し又は引継ぎ対象を一覧表としたもののいずれか一以上を添付して、速やかに会計課長に引き継ぐこととする。</p>	<p>また、国際郵便物にあっては、侵害物品について輸入者等が不服申立てができる期間中に行政争訟を行った場合で、行政争訟の対象となった認定処分を維持することが確定したときは、確定した日に当該物品を没収する。</p> <p>なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するもの（前記69の12-1-8の(2)のロの(イ)に基づき、「認定（没収）通知書」又は「認定（没収）通知書（保護対象営業秘密関係）」を交付している場合を除く。）とし、積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。</p> <p>(1) 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>イ 没収の場合 発見部門の長は、輸入者に対して「<u>関税法第69条の11第1項第9号又は第10号該当物品没収通知書</u>」(C-5836) を交付する。</p> <p>ロ 積戻命令の場合 発見部門の長は、輸入者に対して「<u>関税法第69条の11第1項第9号又は第10号該当物品積戻命令書</u>」(C-5838) を交付する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(廃棄の手続) 69の12-5 前記69の12-2の規定に従い任意放棄された物品（以下この節において「任意放棄物品」という。）及び前記69の12-4の規定に従い没収された物品（以下この節において「没収物品」という。）の処理は次による。</p> <p>(1) 会計課長への引継ぎ 発見部門の長（支署、出張所又は監視署においては、支署長、出張所長又は監視署長）は、任意放棄物品又は没収物品について、「<u>関税法第69条の11第1項第9号・第10号該当物品引継書</u>」(C-5839) に「任意放棄書」の原本若しくは写し、「認定（没収）通知書」、「認定（没収）通知書（保護対象営業秘密関係）」若しくは「<u>関税法第69条の11第1項第9号又は第10号該当物品没収通知書</u>」の写し又は引継ぎ対象を一覧表としたもののいずれか一以上を添付して、速やかに会計課長に引き継ぐこととする。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前（令和4年4月1日時点）
(2)～(5) (省略)	る。 (2)～(5) (同左)
<p>(見本検査の承認要件)</p> <p>69の16－2 法第69条の16第2項の規定の適用に係る取扱いは次による。</p> <p>(1) 法第69条の16第2項第1号に規定する「当該見本の検査をすることが必要であると認められること」とは、認定手続において証拠・意見を提出するために、申請者において見本の分解、性能試験、分析等を行う必要がある場合であって、他の方法によれない場合をいう。したがって、例えば、法第69条の13第4項の規定による貨物の点検の範囲内で証拠・意見が提出できると認められる場合は該当しない。</p> <p>(2) 法第69条の16第2項第2号に規定する「輸入しようとする者の利益が不当に侵害されるおそれ」とは、例えば、疑義貨物が市場（国内又は国外）で販売等されるものではなく、かつ、当該疑義貨物に含まれる営業秘密が申請者に知られることにより、<u>輸入者等</u>の利益が害されるおそれがある場合をいう。</p> <p>(3) 法第69条の16第2項第3号に規定する「当該見本が不当な目的に用いられるおそれ」とは、例えば、見本が転売されたり、申請者が法第69条の12第8項の規定に違反するおそれがある場合、認定手続において争点となっている知的財産侵害以外の知的財産侵害の有無の調査を目的としていると認められる場合をいう。</p> <p>(4)及び(5) (省略)</p> <p>(経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）手続)</p> <p>69の17－2</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(10) 経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行った場合で、法第69条の17第8項の規定により、経済産業大臣の回答前に、該当認定若しくは非該当認定を行った場合又は法第69条の12第7項若しくは第69条の15第10項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書（保護対象営業秘密関係）」（C－</p>	
<p>(見本検査の承認要件)</p> <p>69の16－2 法第69条の16第2項 <u>((見本検査の承認要件))</u> の規定の適用に係る取扱いは次による。</p> <p>(1) 法第69条の16第2項第1号に規定する「当該見本の検査をすることが必要であると認められること」とは、認定手続において証拠・意見を提出するために、申請者において見本の分解、性能試験、分析等を行う必要がある場合であって、他の方法によれない場合をいう。したがって、例えば、法第69条の13第4項 <u>((貨物の点検))</u> の規定による貨物の点検の範囲内で証拠・意見が提出できると認められる場合は該当しない。</p> <p>(2) 法第69条の16第2項第2号に規定する「輸入しようとする者の利益が不当に侵害されるおそれ」とは、例えば、疑義貨物が市場（国内又は国外）で販売等されるものではなく、かつ、当該疑義貨物に含まれる営業秘密が申請者に知られることにより、<u>輸入者</u>の利益が害されるおそれがある場合をいう。</p> <p>(3) 法第69条の16第2項第3号に規定する「当該見本が不当な目的に用いられるおそれ」とは、例えば、見本が転売されたり、申請者が法第69条の12第7項 <u>((秘密保持義務))</u> の規定に違反するおそれがある場合、認定手続において争点となっている知的財産侵害以外の知的財産侵害の有無の調査を目的としていると認められる場合をいう。</p> <p>(4)及び(5) (同左)</p> <p>(経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）手続)</p> <p>69の17－2</p> <p>(1)～(9) (同左)</p> <p>(10) 経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行った場合で、法第69条の17第8項の規定により、経済産業大臣の回答前に、該当認定若しくは非該当認定を行った場合又は法第69条の12第6項若しくは第69条の15第10項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書（保護対象営業秘密関係）」（C－</p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前（令和4年4月1日時点）
5952) により、経済産業大臣に対し、その旨を通知する。  (特許庁長官意見照会手続)	5952) により、経済産業大臣に対し、その旨を通知する。  (特許庁長官意見照会手続)
69の17-5 (1)～(9) (省略) (10) 特許庁長官意見照会を行った場合で、法第69条の17第8項の規定により、特許庁長官の回答前に、該当認定若しくは非該当認定を行った場合又は法第69条の12第7項若しくは第69条の15第10項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「特許庁長官意見照会回答不要通知書」(C-5926)により、特許庁長官に対し、その旨を通知する。	69の17-5 (1)～(9) (同左) (10) 特許庁長官意見照会を行った場合で、法第69条の17第8項の規定により、特許庁長官の回答前に、該当認定若しくは非該当認定を行った場合又は法第69条の12第6項若しくは第69条の15第10項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「特許庁長官意見照会回答不要通知書」(C-5926)により、特許庁長官に対し、その旨を通知する。
(農林水産大臣意見照会手続等) 69の18-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。 (1)～(4) (省略) (5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第69条の12第7項若しくは第69条の15第10項の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」(C-5936)により、遅滞なくその旨を通知する。	(農林水産大臣意見照会手続等) 69の18-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。 (1)～(4) (同左) (5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第69条の12第6項若しくは第69条の15第10項の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」(C-5936)により、遅滞なくその旨を通知する。
(経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）手続等) 69の18-2 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）の手続等は次による。 (1)～(4) (省略) (5) 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）を行った場合において、経済産業大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第69条の12第7項若しくは第69条の15第10項の規定により認定手続を取りやめたときは、経済産業大臣に対し、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5944)により、遅滞なくその旨を通知する。	(経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）手続等) 69の18-2 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）の手続等は次による。 (1)～(4) (同左) (5) 経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）を行った場合において、経済産業大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第69条の12第6項若しくは第69条の15第10項（（認定手続の取りやめ））の規定により認定手続を取りやめたときは、経済産業大臣に対し、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5944)により、遅滞なくその旨を通知する。